

奥州市公共施設包括管理業務公募型プロポーザル選定要領

適正な参加申込のあった事業者（以下「参加者」という。）について、本市が設置する「奥州市公共施設包括管理業務受託者選定委員会」において、以下の要領で実施するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）によって、参加者ごとに提案内容を審査し、優先交渉権者を選定します。

なお、参加者が多数となる場合は、企画提案書の内容による書類審査を行い、プレゼンテーションを実施する参加者を上位4者程度に限定することがあります。

1 実施日

令和8年9月29日（火）

※実施時間等の詳細については、参加者ごとに連絡します。

※指定した日時に参加できない場合は、参加申込みを無効とします。

2 開催場所

奥州市役所本庁舎 3階 302会議室

3 審査対象となる書類

企画提案書ほか提出書類一式

4 審査の内容

企画提案書及びプレゼンテーション等により、参加者の提案内容並びに能力、実績等を総合的に審査します。

5 プレゼンテーション

(1) 会場に入室可能な人数は、プレゼンテーションを行う者を含めて5名以内とします。

(2) 1事業者当たりの所要時間は、50分以内（準備5分、説明25分以内、ヒアリング15分程度、撤去5分）とします。

(3) スライド資料を使用しても構いません。なお、資料の投影に用いるモニターやHDMIケーブルは本市が用意しますが、パソコン等の端末は参加者が準備してください。

6 審査の方法

(1) 選定委員が「奥州市公共施設包括管理業務公募型プロポーザル審査基準（採点表）」（以下「審査基準」という。）をもとに採点（100点満点）し、全選定委員分を合計したものを得点（600点満点）とし、最高得点者を優先交渉権者として選定します。

(2) 最高得点者が複数ある場合は、審査基準の項目「修繕業務の品質及び効率性」の最高得点者を優先交渉権者として選定します。

(3) 上記(2)の場合において最高得点者が複数ある場合は、審査基準の項目「市内事業者等

との協力体制」の得点が最も高い者を優先交渉権者とし、最高得点者が複数ある場合はくじにより優先交渉権者を選定します。

7 選定結果の通知

- (1) 令和8年9月30日（水）（予定）に、全ての参加者に電子メールによる通知を行うとともに、市ホームページにて公表します。
- (2) 審査の経緯及び審査内容に関する問合せには応じません。また、審査結果についての不服申し立ては一切受け付けないため、了承のうえ参加してください。